

在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

1. 内容

子育ての負担感が大きいといわれる在宅子育て家庭等の一時的な保育需要に的確に対応するため、実施主体や職員配置等について弾力化を図ることにより、利便性の高い場所で利用しやすいサービスを提供する一時預かりのパイロット事業を実施し、実施主体の拡大による影響や職員配置の弾力化の影響等について検証を行う。

また、保育士資格のない者に対する研修を実施。

2. 目的

- (1) 実施主体拡大により必要な場所で必要な時間だけ利用できる体制整備を推進
- (2) 公共性を持たせるとともに、児童の安全かつ適切な処遇を確保
- (3) 安定的かつ効率的な運営を確保

3. 現行の一時保育事業とパイロット事業の比較

区分	現行	パイロット事業
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認められた者 ※ 実施主体の拡大
単価設定	日額単価	1時間単価 ※時間単価による補助の可否を検証
職員配置	保育所：保育士（1名以上） 保育所以外：保育士（2名以上）	2名以上（うち1名は保育士） ※ 職員配置の弾力化。